

資料2-2 協議事項

令和6年3月21日
医療審議会

関係機関・団体からの提案事業及び令和6年度青森県計画（案）への採択について

1 事業提案募集方法

(1) 募集期間

令和5年6月26日から9月7日まで

(2) 照会先

県内病院、医療関係機関、及び市町村

(3) 対象事業

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- II 在宅医療の充実居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の働き方改革の推進に関する事業

(4) 募集要件等

- ① 県全域又は地域の医療課題の解決に資する事業であること。
- ② 計画に反映可能な、具体性、実現性などを備えていること。
- ③ 青森県保健医療計画（令和6年4月）と整合していること。
- ④ 事業実施後において、目標の達成状況について評価できること。
- ⑤ すでに診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象としないこと。
- ⑥ 既存の事業で、単に事業者の負担を基金に振り替えるものは対象としないこと。
- ⑦ 事業に対する基金充当割合については、従来の補助事業等を踏まえ、事業者に一定の負担を求めることを想定していること。
- ⑧ 病床の機能分化・連携のために必要な事業においては、地域医療構想の実現に資する事業であること。

2 事業提案の状況

14機関（庁内各課含む）から、19件の提案あり

3 令和6年度計画（案）への反映について

右表のとおり。

なお、計画（案）へ反映できなかった理由の主な理由は次のとおりである。

- ・ 個別の医療機関や限定された地域を対象とする事業であり、地域への波及という観点で効果が限定的であるもの
- ・ 他の制度、既存の他の事業で実施可能であるものなど基金対象事業に該当しないもの

事業区分	提案事業数	計画（案）への採択状況	
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	3	採択するもの	3
		一部採択するもの	0
		趣旨を採択するもの	0
		採択しないもの	0
		効果が限定的 その他（対象外、優先度等）	0
II 在宅医療の充実居宅等における医療の提供に関する事業	9	採択するもの	6
		一部採択するもの	1
		趣旨を採択するもの	0
		採択しないもの	2
		効果が限定的 その他（対象外、優先度等）	2
IV 医療従事者の確保に関する事業	7	採択するもの	3
		一部採択するもの	0
		趣旨を採択するもの	1
		採択しないもの	3
		効果が限定的 その他（対象外、優先度等）	2
VI 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	0	採択するもの	0
		一部採択するもの	0
		趣旨を採択するもの	0
		採択しないもの	0
		効果が限定的 その他（対象外、優先度等）	0
計	19	採択するもの	12
		一部採択するもの	1
		趣旨を採択するもの	1
		採択しないもの	5
		効果が限定的	4
		その他（対象外、優先度等）	1

令和6年度青森県計画に係る事業提案一覧
(No.は区分順、提案順)

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
1	病床機能分化・連携 (I-1-③)	一部事務組 合下北医療 センター	むつ総合病院新病 棟建設事業	<p>むつ総合病院は、二次医療圏である下北地域医療圏唯一の中核病院として、むつ市をはじめとする下北5市町村の医療を支えている。主要施設である一般病棟は築46年が経過し、老朽化が進行していることに加え、耐震診断を実施したところ、震度6強から7の大規模地震において、倒壊または崩壊する危険性があるという診断結果となり、災害拠点病院としても早急な対応が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の達成に向けて、急性期病床を51床減少、回復期病床を1床増加する。 ・全ての救急関連部門を集約した超急性期フロア、がん医療センターの集約整備により急性期機能を充実させる。 ・減床等により、現在の380床から330床となる新病棟に急性期医療と回復期医療を集約整備し、地域完結型医療を実現する。 ・将来の人口減少に備え、可变的に対応できる病棟とする。 ・患者、職員双方の満足度が高い療養環境の整備を図る。 		○	採択する	むつ総合病院の施設整備計画については、全体の病床数が減少しているなど地域医療構想を推進する取組と認められる。
2	病床機能分化・連携 (I-1-③)	弘前記念病 院	弘前記念病院改築 事業	<p>弘前記念病院は、整形外科専門病院として整形外科疾患の患者に対し、おおよそ月100件の手術を実施している。また救急隊の要請や他院から紹介患者の救急車の受け入れを行っており、地域で重要な役割を担っている。建物は築40年以上が経過し老朽化が著しく、更に旧構造設置基準で建築されたため病室や廊下等の狭隘化も課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の達成に向けて、現在は全ての病床が急性期病床(171床)であるが、地域の実情を鑑み、急性期88床、回復期50床の合計138床として、33床については廃止する。 		○	採択する	弘前記念病院の施設整備計画については、老朽化した施設の建て替えにあたり、病床規模及び病床機能の見直しを図ることから、地域医療構想を推進する取組と認められる。
3	病床機能分化・連携 (I-2)	弘前大学医 学部附属病 院	青森県モバイル ICTによる救急医 療情報共有体制整 備事業	<p>本県では、人口10万人当たりの死因別死亡者数の内、死亡に直結する緊急かつ専門的治療が必要な症例は約3割以上を占めている。(脳血管疾患:全国5位、心血管疾患:全国比7位)</p> <p>具体的な事業内容としては、県内の「救急告示医療機関」、「病院輪番制参加病院」、に対し、患者情報及び医療用画像(心電図、バイタル情報含む)の共有が可能な連携システムの導入を行い、それらが医療現場で適切かつ円滑に運営されるよう支援を行う。</p> <p>この事業では患者の病院到着から手術室入室までの時間の短縮が図られ救命率の向上が図られること、モバイルICTにより、専門医による診療支援を充実させ、従事医師の負担の軽減を図ることをアウトカムとしている。</p> <p>画像を用いた連携により、研修医や当直医に対して、各種専門性を有するオンコール中の専門医(同一医療機関や他医療機関)の診療支援を充実させ、負担軽減につなげるとともに、オンコール待機医師の不要不急の出勤を削減することで、医師の働き方改革にも寄与するものである。</p>		○	採択する	<p>本システムが県内の救急医療の基幹となる医療機関に整備され、相互の医療情報連携が強化されることにより、県民の救急救命率の向上に資すると期待されること、併せて医師の働き方改革にも寄与するものであることから、計画案に反映する。</p> <p>なお、令和6年度は未導入の救急告示医療機関及び病院輪番制参加病院で導入意向のあった12医療機関にモバイルICT(ゲートウェイ版)を導入する費用を補助する。</p>

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
4	在宅医療推進 (Ⅱ-9)	公益社団法人青森県医師会	医療介護連携促進事業	医療・介護・福祉・行政関係者が連携を図り在宅医療を進めるとともに、地域のかかりつけ医が在宅医療や医療・介護連携に取り組みやすい基盤整備のため、下記の取組を行う。 (1)かかりつけ医のための在宅医療研修会の開催(1,270千円) かかりつけ医機能強化と在宅医療を目指す医師のための研修 ※R6は年2回実施予定 講師3名/回 参加人数計100名を予定 (2)多職種連携のための在宅医療研修会の開催(2,910千円) 在宅医療に関わる多職種を対象とした研修会の開催 ※R6は県内6圏域で計6回実施予定 講師2名 参加人数計250名を予定		○	採択する	かかりつけ医の機能強化及び在宅医療の普及につながる取組であることから計画案に反映する。
5	在宅医療推進 (Ⅱ-9)	一般社団法人青森市医師会	在宅医療推進に向けた看取りサポートの拠点整備事業	(1)システムを使用した情報共有のための説明会 医師、多職種や訪問看護、介護老人保健施設等の職員で看取りサポートチームの説明会及びシステムの使用法について説明会を行う。 ※R6は年2回実施予定 講師2名/回 参加人数計40名を予定 (2)看取りサポートに関する講演会 講演内容(例:診療報酬や死亡診断書の書き方)を決定し、在宅医療を行っていない医療機関に関心を持ってもらうとともに、医療介護多職種の情報共有、連携の在り方について検討する。 ※R6は年1回実施予定 講師1名 参加人数計40名を予定		○	採択する	今後増加が見込まれる在宅や施設での看取りについて、対応できる従事者の増加につながる取組と認められる。
6	在宅医療推進 (Ⅱ-9)	一般社団法人八戸市医師会	地域でできる在宅医療と看取り研修	施設での介護と在宅医療とのスムーズな連携のもと、必要に応じて看取りまで行うことを支援するための研修会を実施する。 また、研修会のあとに施設において医療と介護の連携のもとに看取りまでのケアを行う体制づくりの確立を、研修を受けた施設に対しサポートするための研修プログラムを提供する。 研修会では講師の育成も行い、各地域で研修会を行うことができる体制を構築する。 ※R6は年5回実施予定、講師7名/回 参加人数計200名を予定		○	採択する	在宅医療に係る研修プログラムの作成及び研修講師の養成により、在宅医療が地域に広がることを期待できる取組であり計画案に反映する。

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
7	在宅医療推進 (Ⅱ-9)	一般社団法人青森県理学療法士会	在宅医療と介護の推進に向けたリハビリテーション専門職合同研修会	理学療法士等が在宅医療・介護の理解と基礎的な知識や技術の習得及び多職種との連携等について学び、現場で実践できるよう、県内にある病院・介護保険事業所(介護老人保健施設、訪問リハビリテーション事業所等)に勤務するリハビリテーション専門職(PT・OT・ST)を対象とし、下記の研修を行う。 (1)循環器疾患患者の在宅医療と介護 (2)呼吸器疾患患者の在宅医療と介護 (3)運動器疾患患者の在宅医療と介護 研修会では座学と実技を行い、技術の習得を目指す。		○	採択する	在宅医療に係る研修の事業であり、実施することとして計画案に反映する。
8	在宅医療推進	公益社団法人青森県看護協会	外来における在宅療養支援能力向上のための研修事業	外来医療機能の明確化・連携に向けて、令和4年4月より外来機能報告制度が開始となり、切れ目のない、地域の実情に応じた外来看護の提供体制の構築が求められている。また、医療が「病院完結型」から「地域完結型」に変わりつつある中で、病気を抱えながら在宅で暮らす人々への支援として、外来看護職員の人材育成・質向上に向けた取り組みは必須である。しかし、多様な働き方を選択している外来看護職員は、在宅療養支援を行うにあたり十分な教育を受けていない、時間外研修に参加できていない現状にある。そこで、令和4年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業として、日本看護協会が委託を受けて開発した、「外来看護職員の在宅療養支援能力向上のための研修プログラム」を活用した研修を実施して、外来看護師の人材育成・質向上を図る。さらには、研修後に実践報告会をシンポジウム形式で開催し、講師を招いてのスキルアップ研修も含めた教育体制づくりを展開していきたく事業として提案したい。 対象：小規模病院や診療所・クリニックに勤務する看護職員 募集定員：50名 演習並びに実践報告会：各1日	新規	×	不採択	外来看護職員の在宅療養支援能力の向上については、国から県に対して明確に推進の方針が示されていないこと、また、外来看護職員に対する研修実施の効果が明確ではないことから、計画案に反映しない。
9	在宅医療推進	青森県歯科衛生士会	青森県歯科衛生士復職支援・離職防止事業	歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度以降、基礎教育における臨床現場での実習の経験が極めて少ない新卒者が入職しており、こうした影響は、新人歯科衛生士の早期離職につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性がある。結婚、出産、子育て、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図る必要がある。 (1)復職支援研修事業 就業希望の歯科衛生士に対して、最近の歯科医療の知識及び技術を習得してもらい再就職に不安を抱える歯科衛生士に職場復帰を容易にするための復職支援セミナーを広報、周知し、実施する。 (2)潜在歯科衛生士登録事業 歯科衛生士養成校卒業者の歯科衛生士バンク登録要請、復職支援事業参加者へ歯科衛生士バンク登録依頼し本県の潜在歯科衛生士の氏名・住所・就業状況等基礎データを把握し、離職した場合でも復職支援研修案内で復帰支援に繋げる。 (3)離職防止研修事業(新規) 卒業後1~3年の新人歯科衛生士に対して、技術修練支援を目的に実施する。	一部新規	×	不採択	(1)復職支援研修事業は、当該研修の受講により復職につながった実績は低く、事業効果が見込まれないこと。 (2)潜在歯科衛生士登録事業は、歯科衛生士バンクが令和元年度に既に整備されており、名簿の更新は随時歯科衛生士会の業務として実施するものと考えられること。 (3)離職防止研修事業(新規)は、令和3年度に採択し補助事業として実施したものの、研修参加者が低調で事業効果が十分でないとし、令和5年度に廃止したものであること。 また、新型コロナウイルス感染症による実習経験の不足を理由とした離職は少なくなると考えられること。 以上のことから、計画案に反映しない。

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
10	在宅医療推進 (Ⅱ-5)	公益社団法人青森県看護協会	訪問看護総合支援センター事業	<p>令和4年度訪問看護事業所休廃止数は793カ所と新規開設数に占める割合は41%を占め、県内では令和4年度休廃止数は9カ所と新規開設数6カ所を上回っている。訪問看護事業所は小規模であるがゆえに産休・介護等の休職や退職により訪問看護の提供が困難となり休廃業に至るケースがある。以上のことから、管理者の経営判断力の向上ならびに事業継続危機回避に関する事業所経営基盤整備支援が急務と考える。</p> <p>訪問看護師には療養者の生活の場における臨床判断力、ケアチームのメンバーに判断内容を伝える言語化力、個別の生活状況を踏まえた看護実践力が必要不可欠である。新人・新卒訪問看護師および現任訪問看護師の資質向上を目指し、教育研修体制の組織化を行っていく必要がある。</p> <p>(1)事業所運営基盤整備支援※訪問看護管理者研修会の実施など (2)事業所開設・事業所規模拡大・承継支援※相談支援 (3)潜在看護師・プラチナナース等の就業支援促進 (4)新卒・新任訪問看護師採用育成に向けた取組み（新規） ※訪問看護師教育ステーション設置(モデル的に試行) (5)訪問看護に関する情報分析※訪問看護実態調査の定期的な実施 (6)教育・研修実施体制の組織化※訪問看護師資質向上研修の実施など (7)県内訪問看護ネットワーク構築に向けた事業※交流及び連携促進のための出向支援(病院と訪問看護事業所、訪問看護事業所同士の出向)</p>	一部新規	△	一部採択 (継続部分 を採択)	<p>青森県訪問看護総合支援センターは、令和5年度に開設されており、本県の訪問看護に係る課題解決に向け、継続して事業を実施することとして計画案に採用する。</p> <p>なお、(4)のうち、訪問看護師教育ステーション設置(新規)は、新人訪問看護師を採用した訪問看護ステーションが、県で実施している「新人訪問看護職員研修事業費補助」を活用して実施することが可能であるため、計画案に反映しない。</p>
11	在宅医療推進 (Ⅱ-7)	がん・生活習慣病対策課	在宅歯科医療連携室整備事業	<p>在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出を行う。</p>		○	採択する	<p>在宅歯科医療の推進につながる取組であることから計画案に反映する。</p>
12	在宅医療推進 (Ⅱ-11)	障害福祉課	小児在宅医療推進を目指した包括的支援事業	<p>小児在宅支援の拠点である「青森県小児在宅支援センター」で以下の事業を実施する。</p> <p>(1)相談支援 ①間接支援:退院後の在宅移行支援、学校や保育所等受入支援、訪問看護ステーションへの実地指導や成人期への移行期支援等支援を必要とする支援機関に対する相談支援 ②直接支援:医療的ケア児及びその家族に対する相談支援 (2)人材育成 ①各職種別研修会:医療的ケア児支援について各職種に必要とされるスキルを向上させるため職種毎(医師、相談支援専門員等)の研修会を実施する。 ②多職種研修会:横の連携を目指すため、多職種を対象とした小児在宅支援勉強会を実施する。 (3)調査・分析 県内の医療的ケア児支援に係る資源を把握する調査を実施する。</p>		○	採択する	<p>医療的ケア児とその家族が安心して在宅で生活できるよう相談支援体制や人材の確保・育成事業を行っており、福祉事業者の受入れ可能人数や利用実績が増加するなど効果があると認められることから、計画案に反映する。</p>

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
13	医療従事者確保	青森県立中央病院薬剤部	青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業	<p>本県の病院薬剤師の充足率は全国最低水準であり、特に高度急性期医療を担う大規模自治体病院等においては、外来化学療法など高度な薬物治療を行うこと等により多くの薬剤業務が発生するため薬剤師不足が特に顕著である。このため薬剤師が関わることで算定できる診療報酬も算定できていない。ICU等を持つ病院において「病棟業務薬剤師実施加算2」の届出施設がないのは青森県だけであり、十分かつ適切な高度急性期医療の提供に当たっての大きな課題となっている。</p> <p>青森県内の病院薬剤師確保のため、大学等在学中に貸与を受けた奨学金を返還した場合に、返還に要した額を支援金として支給(貸与)する。</p> <p><上限額(一人あたり月額)> 5万円 ※年間最大60万円×最大6年間=最大360万円</p> <p><支援金の返済義務免除の条件> ・青森県内の病院に就職後、勤務した期間が支援金の支給を受けた期間の1.5倍の期間に達した場合は、支援金の返還義務を全額免除する。</p>	新規	×	不採択	奨学金返還支援制度を行っている他県の先行事例では、現時点では期待した成果がみえておらず、提案事業を単独で実施しても病院薬剤師の増加につながるが見込めないため計画案に反映しない。
14	医療従事者確保	公益社団法人青森県看護協会	看護補助者確保・定着促進事業	<p>超高齢少子社会、人口減少社会を迎えるとともに、がん・脳卒中・心疾患などの慢性疾患や認知症を抱える高齢者が増加しているなか、看護職の専門性をより発揮するために、看護補助者との協働を進める必要がある。しかし、看護補助者の認知度は低く、募集しても集まらないため、確保するのが困難な状況にある。また、就業しても、イメージと違うという理由から離職する方も多く、定着には至っていない。2014年には約24万人いた補助者の数が2014年以降減少傾向にあり、2020年には約19万人となっている。青森県ナースセンターの調べによると、看護補助者が充足していない病院は約20%あった。2024年度から医師の時間外労働上限規制が適用され、各医療機関等においては、タスクシフト・タスクシェアが検討されている。看護の専門性を発揮できるようなタスクシフト・タスクシェアに取り組むことが求められ、そのためにも看護チームの一員である看護補助者の役割は非常に大きい。看護師と看護補助者が協働し、質の高い看護を実践していけるよう、更に看護補助者の確保・定着を推進していく事業が必要である。</p> <p>(1)看護補助者体験ツアー(一般市民対象) ・県内のハローワークとの連携により事業周知 ・県内3施設で体験事業を実施(青森・八戸・弘前) ・事業PRチラシ作成 (2)看護補助者資質向上研修の開催(従事している看護補助者対象) ・県内医療機関に勤務する看護補助者を対象とした研修会(年1回) (3)看護補助者に関する実態調査 (4)求人施設説明会の開催(多様な働き方推進)</p>	新規	×	不採択	看護に係る資格が不要な看護補助者については、各施設において、採用に向けた募集活動や事業内容の丁寧な説明を行い、確保に取り組むものと考えられるため、計画案に反映しない。

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
15	医療従事者確保	公益社団法人青森県看護協会	地域に必要な看護職確保推進事業(青森ともナース)	H28年からR2年の看護職業務従事者届によると、県内二次医療圏で西北五地域の看護師就業者数(人口10万対)が最も少なく、次いで下北地域が少ない。ナースセンター調べによると、採用予定と採用人数からみる充足率は、多圏域では予定を上回る採用状況(充足率100%以上)の圏域がある中で、西北五圏域・下北圏域は充足率が低い状況である。県内全域で看護職不足が課題としてあるなか、昨年度、日本看護協会委託事業である『地域における看護職確保推進事業』を実施し、大間病院を拠点とした下北北通り地区での看護職確保を目指した。看護職を登録し、人材を必要とする医療機関へ短期就労を促し、マンパワー確保を図る「青森ともナース」事業を、同様に看護職不足が顕著な西北五地域へも拡大し、西北五地域の看護職確保を目指すシステムを構築する必要がある。 (1)看護職の登録制度推進(「青森ともナース」) ・下北地区の看護職確保推進事業の継続・拡大 ・西北五地区ワーキンググループ設置(委員10名程度) (2)コーディネーターを配置し看護職の短期就労支援を推進する (3)登録制度推進のための周知活動 ・周知リーフレット作成 ・新聞等での広報活動 (4)下北地域及び西北五地域の医療機関魅力発信 ・看護学生への施設PR説明会により新卒看護職の就労を目指す	新規	×	不採択	取組内容については、青森県ナースセンターが行っている職業紹介事業の取組内容と変わらず、また、下北地区の事業の効果も明らかになっていないため、計画案には反映しない。
16	医療従事者確保(IV-29)	公益社団法人青森県看護協会	新人看護職離職防止対策強化事業	新卒看護職の離職防止を目的に4年間カフェ等の事業を実施し、参加者からの意見等から、新人看護師を支える指導者等の役割・行動が重要であることが明らかとなった。また、参加者へのアンケートによると、施設内で新人看護職指導者研修を実施していない施設が25%程度あった。指導者研修を実施している施設であっても、必ずしも国が示すガイドラインに沿った研修が行われているものではないため、新人看護職指導者の質の向上を図ることにより、新人看護職員へのサポートを充実させ、早期の離職を防止するため、国が示すガイドラインに沿った研修を行うとともに、受講した研修の成果を自施設に還元できているかなど、状況を確認し、研修の成果の浸透を図ることが必要である。 また、令和3年度の青森県ナースセンターの調査によると、新人の離職理由は精神的な理由によるものが全体の約35%と最も高く、新人の離職防止には精神面でのサポートも必要であると考えられる。そこで、専門家(公認心理士等)による精神面でのサポート体制を整える必要がある。なお、受身の相談に限らず、心理士から積極的に情報発信を行うなどの働きかけも必要もある。 (1)実地指導者・教育担当者研修(新規) 国が示す新人看護職員研修ガイドラインの内容に沿った研修を行う。あわせて、研修の成果を自施設でどう生かしているか、研修の成果を振り返り、各施設での浸透を図る。 (2)管理者研修(新規) 今の学生の特徴や、ワーク・ライフバランスを推進した働きやすい職場環境作りについて学ぶ。養成校教員も交え、情報交換を行う。あわせて、研修の成果を自施設でどう生かしているか発表の場を設けるなど振り返りを行う。 (3)悩み相談窓口設置 専門の相談員(公認心理士等)が精神的悩みや看護技術への不安などに対応(ライン、チャット、メール、電話、面談)。あわせて、定期的な情報発信(ストレスの解消方法等)も行う。	新規	○	採択する	(1)(2)については、実地指導者等の指導能力の向上による新人看護職員のサポート体制の充実のほか、新人看護職員の働きやすい職場環境の整備が期待されること、 (3)については、疑問や悩みを相談でき、適切に助言やサポートを受けられる場所を設置することで、新人看護職員の心身の負担の軽減・解消が期待されることから、新人看護職員の離職防止につながるものと期待されるため、計画案に反映する。

整理 No.	区分 (資料2-3で対応する事業番号)	提案機関	事業名	事業概要	計画(案)への採択			
					新規	採択	判断理由	
17	医療従事者確保 (IV-18)	一般社団法人 青森県理学療法士会	リハビリテーション 専門職におけるマ ネジメントスキル研 修	理学療法士等がマネジメントスキルを学びセラピスト全体の質の向上を図ることができるよう、県内にある病院・介護保険事業所(介護老人保健施設、訪問リハビリテーション事業所等)に勤務するリハビリテーション専門職(PT・OT・ST)を対象とし、下記の研修を行う。 (1)教育担当者(プリセプター)の心構えと成長 (2)現場教育(OJT)のすすめ方と留意点 (3)教えるスキルとは～教え方の違いと育成環境 (4)効果を高めるほめ方、叱り方(注意の仕方)、指示の出し方 ※平均離職率(全国値)は医療現場で10.2%介護現場で18.8%であり、管理者のマネジメントスキル向上が理学療法士の離職防止に繋がっていくものと考えている。		○	採択する	理学療法士の離職防止につながる取り組みであると考えられることから、採択する。
18	医療従事者確保 (IV-26)	一般社団法人 弘前市医師会	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備事業	看護学生を指導する看護教員の養成のため、青森県以外の他都道府県で開催される講習会を受講し、質の高い看護教員を養成することで今後懸念される看護職不足への対応と青森県が進める短命県返上に向けた取り組みを、授業を通じて看護学生への指導が充実できると共に、更にその目的に近づけるよう受講期間中の不在教員の対応として代替看護教員を確保することと、看護学生の教育環境を整える事業を行う。		△	一部採択 (趣旨を採 択する)	提案の趣旨を採用し、全県的な取り組みとして実施している「看護教員養成講習会参加支援事業」に受講料及び旅費の支援分を反映する。 なお、代替教員の人件費については、昨年度の提案と同様、支援の対象とはしない。
19	医療従事者確保 (IV-18)	保健衛生課	新興・再興感染症 対策研究事業	(1)新興・再興感染症対策特別講演会 感染症対策に携わっている医療従事者や保健所職員を対象として、新興・再興感染症に関する知識や技術のブラッシュアップを図るための研修会を開催する。(対象者100名程度) (2)感染対策研修会 医療従事者及び社会福祉施設職員等を対象として、新興・再興感染症等に関する基礎的な実践力を養うための研修会を開催する。(対象者200名程度)		○	採択する	感染症対策に携わっている医療従事者等の資質の向上を図るための研修会であることから、計画案に反映する。